

(仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会設置要綱

平成26年6月2日

訓令第21号

(設置)

第1条 公益的な活動を行う市民活動団体を支援し、市民と行政が一体となって課題解決に取り組む市民協働のまちづくりの推進を図るための活動拠点として整備する(仮称)市民活動支援センター(以下「支援センター」という。)の開設に向けて、必要な事項を検討するため、(仮称)西条市市民活動支援センター開設準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、支援センターの開設に関し次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 支援センターの役割、機能、位置、運営形態等に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、支援センターが開設されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働推進担当課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月2日から施行する。